

議案第85号

さいたま市国際化推進基本計画審議会条例の制定について
さいたま市国際化推進基本計画審議会条例を次のように定める。

平成25年6月12日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市国際化推進基本計画審議会条例

(設置)

第1条 市長の諮問に応じ、さいたま市国際化推進基本計画の策定に関し必要な事項を審議するため、さいたま市国際化推進基本計画審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 審議会は、委員8人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係団体の代表者
- (3) 公募による市民
- (4) 関係行政機関の職員

(任期)

第3条 委員の任期は、第1条の市長の諮問に対し審議会が答申するまでの間とする。

(会長)

第4条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 会議の議長は、会長をもって充てる。

3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

4 会長が必要と認める場合は、委員以外の者に対し、出席を求めて説明若しくは意

見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、経済局において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。